

住民基本台帳カードの 継続利用がはじまります!

7月9日(月)に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、転出時等における住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の運用が変わります。

☎/総合窓口課 内2612~7 ☎463-2605

1. 朝霞市外へ引っ越しをしても、住基カードがそのまま使えるようになります

住基カードはこれまで、ほかの市区町村へ引っ越し（転出）をすると失効するため、返納したうえで転入先の市区町村で交付を受ける場合には、改めて交付申請の手続きを行い、交付手数料を支払うなどの不便さがありました。

今後は、引っ越し（転出）の際に住基カードを返納する義務がなくなり、転入先の市区町村に住基カードを提出することで、カード裏面に新住所が記載され、継続利用が可能になります。

また、その際の手数料もかかりません。

※転入の届出日から90日以内に継続利用するための手続きを行う必要があります。

※転入先の市区町村によっては住基カードの継続利用に伴う独自のサービス（証明書自動交付機の利用など）を受けられない場合があります。



2. 転出の際に紙の転出証明書の発行が省略されます

これまでは、転出の手続き（転出届）をすると紙の転出証明書が発行され、転入の手続き（転入届）を行う際には、その転出証明書を転入先の市区町村に持参する必要がありました。

今後は、転出届の際に転出をする世帯のうち1人でも住基カードの交付を受けている方がいれば、紙の転出証明書は原則として発行されなくなり、転入先の市区町村の窓口に住基カードを持参（必須）することにより転入の届出ができるようになります。

※転入届の際には、住基カードに設定した暗証番号を入力していただきます。また、住基カードの所有者に代わって、同じ世帯の方が転入届を行う場合には、カード所有者から住基カードを預かり、その暗証番号を入力していただきます。

改正後のイメージ

